



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社パッファロー
代表者名 代表取締役社長 坂本 裕二
(コード：3352、JASDAQ)
問合せ先 取締役管理本部長 日下部 直喜
(TEL. 048 - 227 - 8860)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月17日開催予定の当社第34期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために定款の一部を変更するものであります。
- (2) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、現行規定内容を明確にすることその他の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 28 年 6 月 17 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 28 年 6 月 17 日

以 上

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関)
第 4 条 当社は、 <u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人</u> を置く。	第 4 条 当社は、 <u>株主総会および取締役</u> のほか、 <u>次の機関</u> を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第 5 条～第 16 条 (条文省略)	第 5 条～第 16 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 17 条 当社の取締役は 10 名以内とする。	第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、 <u>10 名以内とする。</u>
(新 設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u>
(選任)	(選任)
第 18 条 (新 設)	第 18 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
取締役の選任は、 <u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
<u>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</u>	<u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前迄に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前迄に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>4</u> 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会の決議<u>をもって</u>、取締役社長1名を<u>選任し</u>、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任する</u>ことができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>4</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>5</u> (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議<u>によって</u>、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第24条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第24条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間と同一とする。</p>	<p><u>度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める金額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤監査役)</u> 第27条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会)</u> 第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前迄に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第25条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 6 章 取締役および監査役の責任免除</p> <p><u>(損害賠償責任の一部免除)</u></p> <p><u>第30条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であったものを含む。）および監査役（監査役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p><u>第31条 (条文省略)</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者にし、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p><u>第33条～第34条 (条文省略)</u></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第27条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p><u>第28条 (現行どおり)</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>第30条～第31条 (現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、第 34 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役<u>(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>